

地域子育て相談機関（相談場所）の愛称募集要項

1 目的

一関市では、市民にとって身近な場所に敷居が低い相談環境を整え、こどもや子育て世帯からの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行うことにより、市民の子育てに関する不安の解消を図るとともに、必要な支援を行うことを目的に、地域子育て相談事業に取り組みます。

この事業による取組が、広く市民に親しまれ、気軽に訪れることができる相談場所となるよう、この事業を実施する相談場所の愛称を募集します。

2 取組の概要

(1) 地域で気軽に子育て相談ができる場として、市内の保育施設 27 か所程度に相談場所を設置します。

(2) 地域の全ての妊産婦、こども及び子育て世帯からの相談に応じ、情報提供や助言など必要な支援を行います。

3 愛称の基準・条件

(1) この事業の目的や主な取組の内容やイメージに沿った、親しみやすく覚えやすいもの

(2) ひらがなやカタカナなど、こどもにもわかりやすい文字で構成されるもの

(3) 自作の未発表作品であり、他の名称や商標などに類似していないもの

(4) 本事業を実施する相談場所（一関市内全域）で共通して用いることができるもの

参考：地域子育て相談機関イメージイラスト



4 応募方法など

(1) 応募方法

- 必要事項を記入し、応募用紙を郵送、Eメール・FAXで送信、または下記の専用フォームに入力してください。
- 必要事項は「愛称と読み方」、「愛称の理由」、「氏名とふりがな」、「住所」、「年代」、「電話番号

号」です。

- ・応募用紙は本庁市民の室、こども家庭課（一関保健センター内）、各支所市民福祉課で配布、または市ホームページからダウンロードできます。
- ・応募専用フォーム <https://logoform.jp/form/HgLy/999747>からも応募できます。



愛称応募フォーム

(2) 応募資格

どなたでも応募できます（ひとり 1 回まで）

(3) 募集期間

令和7年4月21日（月）～令和7年5月15日（木）午後5時必着

5 採用作品の選定方法

応募作品の中から市で選定します。

6 結果発表

令和7年5月中に一関市ホームページ及び公式LINEで発表する予定です。

7 個人情報について

応募者の個人情報は、一関市が厳正に管理し、本公募業務にのみ使用します。採用者については、氏名と住所（町名まで）をホームページ、公式LINEで公表します。

8 著作権について

- (1) 応募作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、知的財産権及びその他一切の権利は、一関市に帰属します。
- (2) 応募者は、応募作品に対し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないものとします。
- (3) 応募作品の著作権、知的財産権及びその他一切の権利に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。その場合、採用結果の発表後であっても採用を取り消すことがあります。

9 その他注意事項

愛称の基準・条件、応募方法や募集期間が守られていない、必要事項が記入されていない等の不備がある場合、応募は無効となります。

10 応募・問い合わせ先

一関市こども家庭課こども企画係

〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13-1（一関保健センター内）

TEL：0191-21-2165 FAX：0191-21-4656

メールアドレス：kodomokatei@city.ichinoseki.iwate.jp